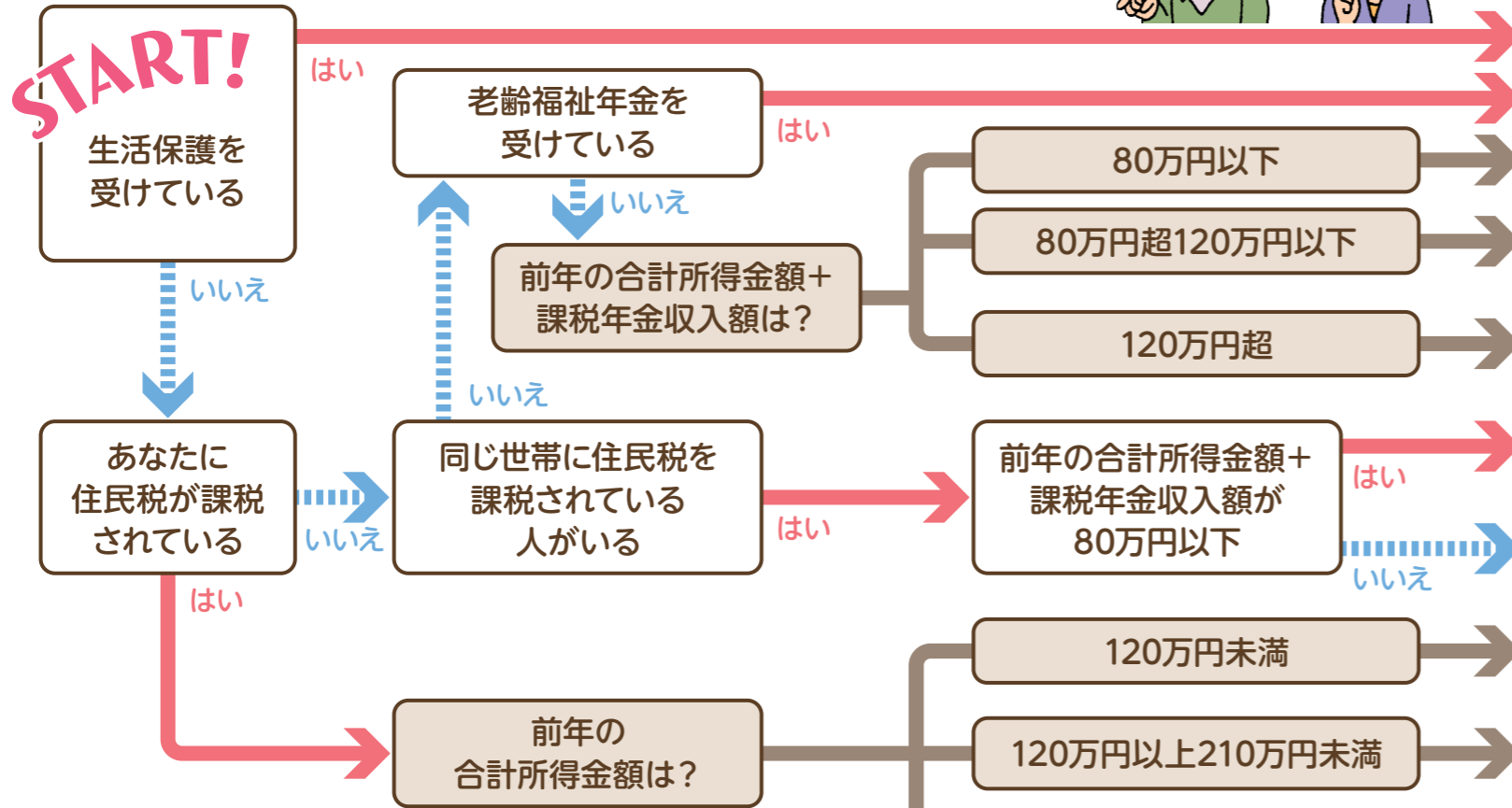


介護保険料の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、市区町村ごとに介護保険給付にかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、本人や世帯の課税状況、所得などに応じて決まります。



自分の介護保険料を確認してみましょう



用語説明

- 老齢福祉年金**
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- 合計所得金額**
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。
- 課税年金収入額**
課税対象となる国民年金・厚生年金・共済年金などの年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

65歳になる年度の介護保険料

64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含む形で納めます。65歳になる月(65歳の誕生日の前日がある月)からは、介護保険料を単独で納めます。

国民健康保険に加入している人の場合、64歳の介護保険料(4月から、65歳になる月の前月までの分)を、**年度末までの納期に分けて**納めます。そのため、「64歳の介護保険料の納付期間」と「65歳の介護保険料の納付期間」が重なりますが、納付期間が重なっているだけで二重に納めているわけではありません。

介護保険料を単独で納め始めるのは…

- 例** 10月1日 生まれ → 9月分から納めます
- 10月2日 生まれ → 10月分から納めます

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額(月額)
第1段階	町民税非課税 世帯全員が	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額+課税年金収入額80万円以下	×0.285(※) 21,540円(1,795円)
第2段階		●合計所得金額+課税年金収入額120万円以下	×0.485(※) 36,660円(3,055円)
第3段階		●合計所得金額+課税年金収入額120万円超	×0.685(※) 51,780円(4,315円)
第4段階	町民税非課税 本人が(世帯に町民税課税者含む)	●合計所得金額+課税年金収入額80万円以下	×0.90 68,040円(5,670円)
第5段階		●合計所得金額+課税年金収入額80万円超	×1.00 基準額 75,600円(6,300円)
第6段階	本人が町民税課税	●合計所得金額120万円未満	×1.20 90,720円(7,560円)
第7段階		●合計所得金額120万円以上210万円未満	×1.30 98,280円(8,190円)
第8段階		●合計所得金額210万円以上320万円未満	×1.50 113,400円(9,450円)
第9段階		●合計所得金額320万円以上420万円未満	×1.70 128,520円(10,710円)
第10段階		●合計所得金額420万円以上520万円未満	×1.90 143,640円(11,970円)
第11段階		●合計所得金額520万円以上620万円未満	×2.10 158,760円(13,230円)
第12段階		●合計所得金額620万円以上720万円未満	×2.30 173,880円(14,490円)
第13段階		●合計所得金額720万円以上	×2.40 181,440円(15,120円)

※保険料率・保険料月額は、公費投入による軽減後の数値